

(略)

| | |
|---------|----------|
| 東京都監査委員 | 伊 藤 ゆ う |
| 同 | 伊 藤 こういち |
| 同 | 茂 垣 之 雄 |
| 同 | 岩 田 喜美枝 |
| 同 | 松 本 正一郎 |

令和4年9月9日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都中学校英語スピーキングテスト事業（以下「本件事業」という。）は都立高等学校入学試験の公平性や透明性を害するおそれが大きいななどとして、本件事業に係る公金の支出は違法又は不当であることから本件事業に係る公金の支出を一切しないこと、本件事業に係る業務委託において弁護士法に違反した点があり無効であるから不当利得返還請求権を行使すべきことなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人が問題とする本件事業は、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、都教委が監修し、民間の資格・検定試験団体が実施するスピーキングテストを活用して、中学校3年生の英語「話すこ

と」の能力を評価するというものであり、同テストの結果を活用し、現在の都立高等学校入学者選抜英語検査において実施されていない「話すこと」に関する評価を本年度から導入するなどとするものである。

請求人は、同テストの採点が公平かつ客観的に行われない懸念が強くあり、都立高校入試の公平性・透明性を害するおそれが大きいため、本件事業に公金を支出することは著しく不当であること、最小経費最大効果原則に反し違法であること、本件事業を実施するために都教委と事業者とで締結した協定が個人情報保護法制に違反していること、本件事業を実施するための分担金についての条例を制定していないこと、本件事業を実施するために都教委が事業者に委託した仕様が弁護士法に違反したものであることなど、本件事業に係る都教委の行為の違法・不当について主張する。

ところで、判例（最高裁平成4年12月15日判決）は、「職員の財務会計上の行為をとらえて」住民訴訟に基づく「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示し、教育委員会と地方公共団体の長との職務権限について、「地方公共団体の区域内における教育行政については、原則として、これを、地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を図るとともに、他面、教育行政の運営のために必要な、財産の取得、処分、契約の締結その他の財務会計上の事務に限っては、これを地方公共団体の長の権限とすることにより、教育行政の財政的側面を地方公共団体の一般財政の一環として位置付け、地方公共団体の財政全般の総合的運営の中で、教育行政の財政的基盤の確立を期することとしたものと解される。右のような教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係にかんがみると」「地方公共団体の長は、右処分（注：教育委員会がした学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する処分）が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、右処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、これを拒むことは許されないものと解するのが相当である」と判示している。

本件事業は、教育基本法に定める地域における教育の振興を図る観点から都教委が行う施策であり、都教委の有する固有の権限内容であると解されるから、たとえ本件事業について請求人の主張するような点があったとしても、ただちに都の財務会計上の行為が違法又は不当であるとは評価できず、上記判例が示すように「看過し得ない瑕疵の存する」ことを具体的・客観的に主張・疎明する必要がある。

請求人は本件事業の実施に当たっての都教委の行為の違法性又は不当性についてるる主張するが、これらの主張は結局、都教委が行う施策である本件事業の適否を問うものであり、上記最高裁判決で説示する「看過し得ない瑕疵の存する」ことを主張・疎明をしているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

なお、本件請求において、請求人は、法第242条第4項に基づき本件事業の停止勧告を行うことを求めているが、当該勧告については、同条第5項の手続を行う場合にすることができるものである。